

(令和2年5月28日 Ver.1)

府立学校における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル

～学校の教育活動を再開するにあたって～

大阪府教育庁



©2014 大阪府もずやん

はじめに

これまで、学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」（令和2年5月7日）などにおいて示してきたところです。

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な対策を継続し、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しながら、教育活動を実施していくことが必要です。

また、長い休校の期間中、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩み、不安を抱きながら生活を送ってきたと考えられます。保護者とも連携しながら、一人ひとりの子どもの状態を把握し、教職員全体で支えていくことが重要です。

同時に、新型コロナウイルスに関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意し、取組みを進めていく必要があります。

本マニュアルは、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえながら、大阪府教育庁として作成しました。本マニュアルを参考に、各府立学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂する場合がありますので留意ください。

大阪府教育庁

目次

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点	3
第1章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	4
1 児童生徒等への指導	4
2 基本的な感染症対策の実施	5
(1) 「感染源を絶つ」について	5
(2) 「感染経路を絶つ」について	8
(3) 「抵抗力を高める」について	12
3 集団感染のリスクへの対応	12
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	13
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	13
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	14
4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	15
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	15
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	16
5 偏見や差別・いじめへの対応	16
6 教職員の感染症対策	17
第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	19
1 各教科等について留意すべきこと	19
(1) 全般的な事項	19
(2) 実技を伴う体育の授業	20
2 学校行事等	24
3 部活動	25
4 食事時の教室や食堂の利用	26
(1) 教室での食事について	26
(2) 食堂の利用について	26
5 図書館	27

6. 清掃活動.....	27
7. 休み時間.....	28
8. 登下校.....	28
9. 健康診断.....	28
10. 支援学校における具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について.....	30

第3章 感染が広がった場合における対応について.....31

1. 学校において感染者等が確認された場合の対応.....	31
(1) 児童生徒等や教職員に感染者が確認された場合.....	31
(2) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合.....	32
(3) 児童生徒等の同居者が保健所から濃厚接触者に指定された場合.....	32
(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応.....	32
2. 臨時休業の判断について.....	33
(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業.....	33
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業.....	33

別添資料

資料1. 「けんこうかんさつカード」を使用した登校時の健康観察（例）

資料2. 「けんこうかんさつカード」

資料3. 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

資料4. 発熱や風邪症状がある場合の対応

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

I 基本的な感染症対策を徹底する。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

II 3つの密を避けることに留意する。

クラスター発生を防止するため、リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。

3つの密：「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」

III 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

VI 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。また、マスクの入手が困難なため着用出来ないといった児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生起しないよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。

第1章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを誰もが実施できるようにすることが重要です。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、マスクの着用、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス)といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

1. 児童生徒等への指導

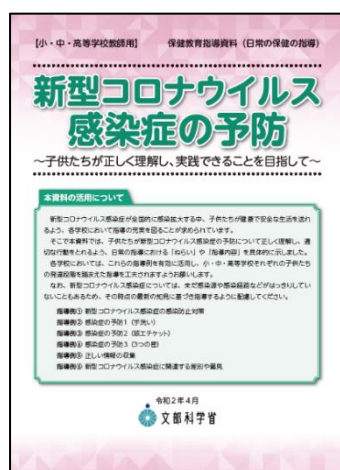
学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員が確認できない所での児童生徒等の行動です。

あらためて、児童生徒等が本感染症を正しく理解するとともに、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」等の参考資料を活用して感染症対策に関する指導を行うことが重要です。

障がいのある児童生徒等の中には、障がいの状況により、感染リスクや感染症対策への理解、新しい生活様式へのスムーズな移行が困難な者もいます。まずは教職員がこうしたことへの共通認識を持ち、一人ひとりの子どもたちの心の安定を最優先にしながら個々の状況に応じた適切な感染症予防対策を行うことが大切です。あわせて、教育活動全般において、視覚支援教材などを活用した説明や見通しを持たせること、児童生徒等の特性や強みを活かしながら代替できることを検討するなどの指導の工夫を行うことが大切です。

《参考URL》文科省HP

新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～
https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf



目次：

- 指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
- 指導例② 感染症の予防1 (手洗い)
- 指導例③ 感染症の予防2 (咳エチケット)
- 指導例④ 感染症の予防3 (3つの密)
- 指導例⑤ 正しい情報の収集
- 指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見



2. 基本的な感染症対策の実施

(1) 「感染源を絶つ」について

- ① 発熱や風邪症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導を徹底する。

○ 風邪症状の例 … 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

※ 国立感染症研究所 感染症疫学センター 作成「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(令和2年4月20日版) 参照

- ② 登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導する。

- ※ 登校時には、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握してください。健康状態を把握するためのツールとして、必要に応じて「けんこうかんさつカード」等を活用してください(資料1・2)。
- ※ 自宅で検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒等に対しては、学校で適切に支援してください。
- ※ 府域において感染経路の分からない患者が一定程度存在している、又は増加しているなど、当面の間注意を要する状況にある場合は、児童生徒等だけでなく、同居する方の健康状態にも留意してください。
- ※ 同居する方がPCR検査を受けることになった場合や、感染者と判定された場合等は、当該児童生徒等への対応が必要となることのあるため、平時からの連絡体制を整えておいてください。

- ③ 登校後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに帰宅させる。

発熱や風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

【指導要録上の取扱いについて】

発熱や風邪症状がみられることにより児童生徒が登校しなかった場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

⇒関連項目 第1章4(1)(2) 参照

◇ 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- ア 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。
- ・登校前に健康観察（発熱や風邪症状の確認）を実施することについて。
 - ・発熱や風邪症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
 - ・学校にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
 - ・学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
 - ・迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
 - ・複数の緊急連絡先に連絡しても連絡がとれず、待機時間が長時間に及ぶ場合は、当該児童生徒等の状況を確認したうえで、連絡をとれなくても帰宅させる場合があることについて。
- ※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。
- イ 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。
- ウ 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。
- エ 登校前に検温等を行えなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に職員室等に入室するよう指導し健康観察を行うとともに、発熱や風邪症状がある場合は速やかに帰宅させる。

◆ 登校後、発熱や風邪症状の体調不良者を把握した場合の留意点

- オ 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し対応する。
- ・保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、保健室以外の別室を設定すること。
 - ・全教職員で連携し対応できる体制を整えること。
- カ 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。
- ・当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡すること。
当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
 - ・当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
 - ・当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を徹底させること。
 - ・帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。
- キ 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。
- ・2方向の窓等を開け、換気をおこなうこと。
 - ・使用後に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液にて、使用した椅子や机等の消毒を行うこと。
※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。
- ク 当該児童生徒等に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。当該児童生徒等についても同様とする。
- ケ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。

◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点

コ 手で触れる共有部分について

- ・手袋とマスクを着用し、薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きを行う。

サ 衣服やリネン等について

- ・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。その際、必ず手袋とマスクを着用する。

シ ゴミの取扱いについて

- ・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。ゴミを取扱った後には、十分な手洗いを行う。

◆ その他

ス 保健教育（個別指導含む）について

必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家や公共の場での過ごし方について指導する。

《参考URL》厚生労働省HP

- 家庭内でご注意いただきたいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 「密閉」「密集」「密接」しない！ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623145.jpg>

セ 平時の保健室での対応について

基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。

- ・間隔（1～2m）をあけた配席で待機させること。
- ・2方向の窓等を開け、換気を行うこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等

(2) 「感染経路を絶つ」について

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

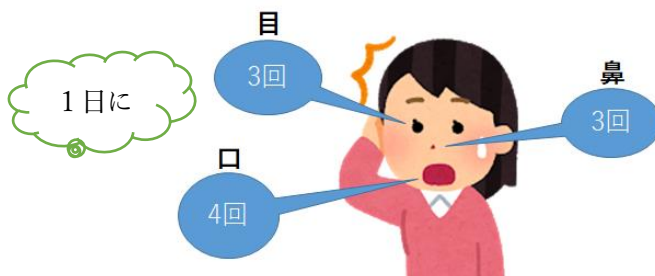
感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

- 飛沫感染とは… 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。
- 接触感染とは… 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることで粘膜から感染することを言います。

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

(出典：厚生労働省ホームページ)

① 手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させてください。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食・給食の前後や、活動の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備してください。

なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず、「流水でしっかり洗う」対応で良いといった配慮を行ってください。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんやハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間に念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生労働省 検索



② 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないため、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

マスクの着用が基本となりますが、マスクを外している時などは、飛沫による感染を防ぐため、咳エチケットを行うよう指導してください。



③ 消毒

教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）を使用して消毒を行います。

なお、消毒用エタノールが入手困難な状態が続いているため、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用してください（ただし、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品には使用しません）。

学校では様々なものを共用します。用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにし、消毒できるものについては適宜、消毒を行ってください。材質によっては消毒液が使用できない共用品もあることから、併せて、児童生徒等にはこまめに手を洗うよう指導をしてください。

校舎等の消毒について

次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点

《作り方》 塩素濃度 0.05～0.5%の希釈液を作成する。（目安となる濃度は 0.05%です）

〔計算式〕 製品濃度%×原液の量÷水量＝塩素濃度

※ 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方は資料2参照

《使用時の注意》

- ・製品の取扱いの注意を必ず確認してから使用する。
- ・十分に換気をおこない、家庭用ゴム手袋（手指を保護するもの）やマスク（呼吸器を覆うもの）等を着用の上使用する。
- ・ペーパータオル等に十分に消毒液を含ませ清掃を行った後、水拭きを行う。金属腐食性があるため、金属部分を消毒する際は特に注意してふき取る。
- ・作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作ったものを使用する。
※ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることを、はっきり明記して、児童生徒等が触れない場所かつ、日光の当たらない場所で保管しましょう。
- ・他の薬品と絶対に混ぜない。混ぜたものによっては有毒ガスが発生します。
- ・手指消毒としては絶対に使用しない。ものに付着したウイルスの消毒用として使用する。

アルコール消毒液を使用する際の注意点

ペーパータオルやティッシュ等に十分に消毒液を含ませ清掃を行う。

(3) 「抵抗力を高める」について

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導してください。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症は、以下の3つの条件（3つの密「密閉」、「密集」、「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」をめざすことが望ましいとされます。

① 換気の悪い 密閉空間



② 多数が集まる 密集場所



③ 間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回（5分程度）実施してください。2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします（対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます）。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより異なることから、換気方法について、必要に応じて学校薬剤師と相談しましょう。

○ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めてください。

また、使用時は人の密度が高くなるように配慮してください。

○ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めてください。

○ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

エアコン使用時の換気の頻度について

○ 全熱交換機使用時

常時、窓等を開け換気を行う必要はないが、休み時間毎に1回（5分程度）の換気を行うこと。

○ 全熱交換機が設置されていない教室等の場合

以下のいずれかの対応を行うこと。

・常時、窓等を開け換気を行う。

・常時の換気が変わり、30分に1回（5分程度）の換気を行う。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。学校は「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

一教室あたりの人数は、府教育庁が示す通知文等の内容を確認してください。

※ 一教室あたりの人数に制限がある場合は、できるだけ2メートル程度（最低1メートル）の身体距離を確保してください。一教室あたりの人数に制限がない場合は、1メートルを目安に学級内等で最大限の間隔をとるようにしてください。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

① マスクの着用について

「医療現場では、お互いにマスクをしていれば濃厚接触には当たらない（大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議委員より）」とされているとおり、新型コロナウイルス感染症対策において、常時マスクを着用することはとても重要です。

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、常時マスクを着用することが基本となります。

ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外させてください。

その際は、換気や、児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮が必要です。



正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

(参考) 正しいマスクの着用について

② マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルスが付着しないよう、マスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニール等に置いたり、持ち運ぶ際は袋に入れたりするなどして清潔に保ちましょう。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。マスクを外した後は、石けん等を使用し、必ず手を洗いましょう。

③ 布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています。

《参考URL》経済産業省（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

（検索方法）YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索。

④ 手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

《参考URL》文部科学省HP：「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



⑤ マスクの着用が難しい児童生徒等に対する指導・支援について

発達障がいのある児童生徒等の中には、「感触が苦手」あるいは「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難しい者もいます。

まずは、着用が困難な原因が何かを探り、マスク着用にあわる手段がないか、個々の状況に応じて検討するなどの配慮も大切です。

（例）感覚過敏等から不織布のマスクの着用が困難な場合は、顔に触れられる生地のパナダナ等を口元に巻く練習から始める等、保護者との連携のもと、少しずつ短時間の着用から練習を行う。

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以降、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸に関する障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談しながら対応を進めてください。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以降、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

その際、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。

指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことの

できない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

このほか、支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等が通学バス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応してください。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取してください。

学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めてください

そのうえで、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域や状況にあるなど、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに至る、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

5. 偏見や差別・いじめへの対応

新型コロナウイルスに関わって、特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する必要があります。

また、マスクの入手が困難なため着用できないといった児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生じないように指導することや、感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いように十分配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないように指導することが必要です。

今後、教職員が新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめ等を発見したり、児童生徒等や保護者から相談を受けたりすることが考えられます。

一人で抱え込んだり、「これぐらいなら大丈夫」などと判断したりせず、速やかにいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応します。

あわせて、加害児童生徒等に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導することはもちろんですが、一方で、その行為に至った背景には、長期の休業に伴う家庭内のストレスや不安あるいは虐待等の要因も考えられることから、これらの可能性を考慮して、支援していくことも大切です。

対応に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ、関係機関等とも連携していきます。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について相談できるよう、改めて次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知してください。

●『LINE 相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00~21:00(受付は 20:30 まで)

●『すこやか教育相談 24』

電話:0120-0-78310(無料) 24 時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話:06-6607-7361 Eメール:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話:06-6607-7362 Eメール:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談:月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談:24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX 相談(06-6607-9826):24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

6. 教職員の感染症対策

教職員も、児童生徒等と同様に感染症対策に取り組む必要があります。

学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、マスク等の着用、手洗い、自己の健康管理といった感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。特に、授業の際は必ずマスクを着用し、飛沫の飛散防止を徹底してください。

出勤前には自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に努めてください。発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1~2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるなど、3つの密を可能な限り避けることが重要です。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して学校内で分散勤

務をするといった工夫も考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は電子掲示版等（校内トップページ等）を活用することなども考えられます。

第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について留意すべきこと

(1) 全般的な事項

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます。

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ④図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」

※上記の学習内容と類似する専門教科・科目や学校設定教科・科目を含む。

6月14日(支援学校知的・肢体不自由校においては21日)までは、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする、また回数や時間を絞ることなど、リスクの低い方法で実施してください。

なお、①②③の活動については特にリスクが高いことから、以下の点に留意して慎重に検討したうえで実施してください。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒等同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。

6月15日(支援学校知的・肢体不自由校においては22日)以降は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、通常の授業を行ってください。

(2) 実技を伴う体育の授業

令和2年5月26日付け教保第1284号にて通知した「学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項」を参照してください。

学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項

保健体育課

※知的障がい支援学校及び、肢体不自由支援学校については、6月14日を21日に、6月15日を22日に読み替えて対応してください。

6月14日までは、本留意事項の内容を踏まえ、実技指導を伴う体育の授業を行ってください。また、6月15日以降は、段階的に通常の実技指導を行っていただいても結構ですが、本留意事項の内容を参考に可能な限り感染症対策を行ってください。

《指導に際して》

- 2月末より臨時休業が続き、児童生徒等は運動不足であるので、運動機会が十分に確保されるまでの間は、入念な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、ケガや疾病予防には十分に留意すること。
- 各学校においては、感染症対策の徹底が必要であるため、本留意事項の内容を学校内で共有するとともに、児童生徒等や保護者の理解を図ったうえで授業を行うこと。
- 年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面（下記参照）が多い運動を6月14日まで実施せず、他の運動や体育理論等の座学を優先するなど工夫を行うこと。

《身体接触や人と人が接近するような運動の例》

- ・サッカーやバスケットボール等の接触する可能性の高い対人プレー
- ・柔道の対人稽古（※） ・ラグビーのスクラムやモール練習（※） など

（※）については、15日以降も可能な限りの感染症対策を検討したうえで実施してください。

- 児童生徒等に対して、授業中や運動中であっても体調に不調を感じた場合は無理をせず直ぐに活動をやめさせるとともに、担当教員や周囲の人に伝えるよう指導しておくこと。
- 長期にわたる臨時休業の影響（運動不足、不規則な生活など）や暑さに不慣れなことなどを考慮し、気温の高くない時期であっても熱中症には十分注意すること。なお、活動の際にはWBGT計を活用するなど「熱中症予防のための運動指針」に則り適切に対応すること。
- 児童生徒等の健康診断は、教育活動全般（体育的行事等）に関わるものであることから、可能な限りすみ

やかに実施されることが望まれるが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
 - ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
 - ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
 - ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。
- 定期健康診断（心臓検診や内科検診など）に未実施項目がある状況でも、保護者等が記入する保健調査票の確認や学校医・学校歯科医との連携などで健康上の問題がある場合を除き、各学校の判断により実技を伴う体育の授業を実施することができる。その際は、1時間の授業の中で段階的に運動量を増やすなど、運動による急激な負荷がかからない配慮を行いつつ、児童生徒等の観察を入念に行うこと。

《授業環境、用具について》

- 体育館・柔道場等の活動場所は、たとえ、広く天井の高い場所でも密閉空間とならないように、2方向以上の窓等を同時に開けるなど、換気を励行すること。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。また、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導すること。

《更衣場所について》

- 児童生徒等が密集することのないよう、更衣場所を複数準備する、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分な距離を保てるスペースを確保すること。
- 児童生徒等に対して、不必要な会話や発声をせず短時間で更衣するよう指導するとともに、更衣場所の使用前後に各5分程度の換気を行うこと。また、1つの更衣場所を複数の講座で使用する場合、講座が入れ替わる毎に換気を行うこと（通気の悪い施設では、扇風機等を利用し、空気の入替えを促すこと）。この場合、防犯上の観点から更衣場所を施錠する時は、窓を開けて換気を行う必要はないが、換気扇が設置されている場合には常時使用すること。
- 児童生徒等に対し更衣場所利用の前後に手洗いをするよう指導すること。併せて、ドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

《実技を伴う授業での配慮》

- 児童生徒等のマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じること。

・授業のためにマスクを外している間、児童生徒等間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングな

道を縦列で行う場合は前走者の呼気をあびることが考えられるので、更に長い距離を確保すること。また、児童生徒等が教え合う場面では、児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、マスクの適切な取扱い方法や体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

- ・軽度な運動を行う場合や児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒等の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、活動を中止し必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
- ・熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避け、換気や消毒など感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ・毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒等の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒等の体育の授業への参加は見合わせる。また、授業を見学する児童生徒等については、マスクを着用させるとともに、児童生徒等間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、見学する児童生徒等が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保するよう指導すること。
- ・教員は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、呼吸が苦しいなどの自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒等への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒等との距離を2m以上を確保すること。(聴覚に障がいがある児童生徒等へは、個々に応じた対応を行うこと)
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等がある児童生徒等の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。また、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒等や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

《水泳の授業について》

- 学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合において、水中感染のリスクは低く授業の実施は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じること。
- 各校の状況に応じて、下記のような工夫を講じて、「3密」を避けることが出来ない場合は、今年度についての水泳授業の実施を控えること。(小学部の「水泳運動系」、中学校・中学部1・2年生の「水泳」の取扱いについても同様)

「3密を避ける工夫例」

- ・プールサイド、プール内ともに児童生徒等の「動線を一方通行にする」「間隔を十分にあげる」こと
- ・スタートの間隔に余裕を持ち児童生徒等間の接近を回避する
- ・プールから上がる場所を指定し、ラダー周辺に児童生徒等が集まらないようにする
- ・泳順を待つ際にも児童生徒等間の間隔が保たれるようにする
- ・バディシステムについては直接の接触を避け、目視や拳手など別の方法で対応する など

- 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
- 児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一齐に大人数の児童生徒等が入らないようにすること。また、6月14日まではプール内だけでなくプールサイドでも児童生徒等の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数の講座による合同授業はなるべく避けること。
- 児童生徒等が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒等が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒等間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。
- 児童生徒等によるプールサイドでの人数確認は、互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2m以上の身体的距離を確保しつつ同時に拳手してお互いを確認するとともに、教員による名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。
- 児童生徒等が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- 教員が児童生徒等の介助等で入水する際は、別添資料を参考に水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じること。
- 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記の内容を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が上記の内容に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

2. 学校行事等

6月15日(支援学校知的・肢体不自由校においては22日)以降は、「3つの密(「密閉」「密集」「密接)」を避けることに留意し、「換気の徹底」「1メートルを目安とした身体的距離の確保」「マスクの着用」などの感染防止対策を講じたうえで実施することができます。

とりわけ、支援学校における校外学習(遠足)、体育祭・運動会、修学旅行等の宿泊を要する教育活動については、障がい種別や児童生徒等の障がいの状況を踏まえて、慎重に判断することが必要です。

【学校行事(例)】

・入学式

入学式を実施する場合は、換気の徹底及び内容の精選等を行うとともに、児童生徒等間のスペースを1メートル程度確保してください。人数を制限するなどの工夫により、出席者間に1メートル程度のスペースを確保できる場合、保護者や来賓が出席することは可能です。

・体育祭、文化祭

前項「1. 各教科等について留意すべきこと」を踏まえ、感染リスクの高い内容を避ける、内容の精選等による時間短縮を行うなどの工夫をするとともに、準備期間中から、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」等を可能な限り避けるよう指導してください。また、道具の共用を可能な限り避け、やむを得ず共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するよう指導してください。

保護者等の来場者については、例えば、催し物の会場内での身体的距離を1メートル程度確保できることなどを目安として、人数を制限してください。

・修学旅行

移動に公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話は慎む」等の指導を行うとともに、特に、バス等を利用する場合は、可能な限り換気を行ってください。あわせて、諸活動や食事の前後で手洗いをする等の感染対策を徹底してください。また、滞在先において、「接触」「密集」「近距離での活動」を避ける等、可能な限り感染対策を行ってください。

海外修学旅行については、上記に加え、渡航先に感染症危険情報が出ている場合は、延期や計画の変更を検討してください。また、海外修学旅行の計画にあたっては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討してください。

・遠足等の校外学習

移動に公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話は慎む」等の指導を行うとともに、特に、バス等を利用する場合は、可能な限り換気を行ってください。あわせて、諸活動や食事の前後で手洗いをする等の感染対策を徹底してください。

【その他（例）】

・泊を伴う諸活動（学習合宿、研究発表、ボランティア、海外研修、部活動等）

移動に公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話は慎む」等の指導を行うとともに、特に、バス等を利用する場合は、可能な限り換気を行ってください。あわせて、諸活動や食事の前後で手洗いをする等の感染対策を徹底してください。また、滞在先において、「接触」「密集」「近距離での活動」を避ける等、可能な限り感染対策を行ってください。

海外研修については、海外修学旅行に準じて計画してください。

運動部活動については、日々の練習を積み重ね、参加生徒が体調面や体力面において安全に活動できる状態になってから計画してください。

3. 部活動

6月15日（支援学校知的・肢体不自由校においては22日）以降は、「大阪府部活動の在り方に関する方針」を遵守した活動を行って構いません。

	第1段階	第2段階
期間	6月15日（月）～	7月11日（土）～
※	6月22日（月）～	7月18日（土）～
活動内容	校外での活動も可 学校単位での活動に限る（合同部活動は可）	対外試合・合同練習可
留意事項	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>激しい動きを伴う活動などは、生徒の状況を確認しながら段階的に実施</p> </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ★「学校の新しい生活様式」を意識した活動 ★体力低下・暑熱順化を考慮した活動 ★熱中症に注意した活動 ★活動日数、時間等は「大阪府部活動の在り方に関する方針」を遵守した活動 	

※知的障がい支援学校及び肢体不自由支援学校

※詳細については、別途通知する。

4. 食事時の教室や食堂の利用

食事をする際はマスクを外すことになるため、校内での食事については、児童生徒等一人ひとりの適切な行動が求められます。

食事の前後の手洗いを徹底させるとともに、以下の点に留意するよう指導をお願いします。

(1) 教室での食事について

食事にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにして食事をしない、食事時の会話を控えるなどに留意するよう指導をお願いします。

(2) 食堂の利用について

食堂の再開については、6月15日以降に生徒が利用できるよう、食堂運営事業者（以下、「事業者」という。）と協議をしてください。その際、調理や配膳を行う者の手洗いなど、従業員の健康管理及び衛生管理の適切な実施を依頼してください。

また、学校と事業者との協議内容を踏まえつつ、以下の感染予防策等について可能な範囲で実施できるよう、事業者と相談のうえ協力して行うとともに、事前に生徒等へ周知・指導をお願いします。

- ・食事前後の手洗い場所等の確認
- ・食堂内の換気

*気候上可能な限り常時、2方向の窓やドアを同時に開けるなどして、換気を実施
(空調機器等の使用状況に関わらず、換気は必要。なお、対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます)

*常時換気実施が困難な場合も、定期的に換気を実施

例：昼休みの営業時間の途中（中間あたり）に5分程度の換気を行う

- ・食堂内の消毒・清掃

*通常の食堂内清掃の徹底

*特に多くの生徒等が触れる場所について、定期的に消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）を使用した消毒の実施

- ・ドアの取手、手すり、スイッチ、自動販売機や食券販売機 など
- ・なお、調味料入れやトング等生徒等が共用で使用するものについては、使用の有無を含め、事業者と協議をすること。また、使用する場合は適宜消毒等を行うこと。

*テーブル・イス等について、営業開始前後で消毒（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）や台所用洗剤（界面活性剤）による清掃の実施（営業時間が複数の時間帯あるいは長時間にわたる場合は、可能な範囲で、その途中でも実施）

- ・ 食堂内での配席
 - * 密着・密集を防ぐため、座席に一定の間隔をあける
 - * 飛沫感染を防ぐため、向かい合わせに座らない [一方向のみに着席する]
 - * テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設ける など
- ・ 食券やパン等の販売場所、配膳場所等に生徒等が密集しない工夫
 - * 食堂内での導線の整理（食券販売、商品受け渡し、返却時の生徒等の流れを整理する）
 - * 食券等の販売場所・時間の変更
 - * 順番待ち時の間隔確保（できるだけ1メートルを確保。また確保が難しい場合には、順番待ち時のマスクの着用・会話を控えることを指導。）
 - * 生徒等の利用時間帯を分ける
 - * 弁当やパンなど、配膳を伴わない商品への変更 など

5. 図書館

6月14日（支援学校知的・肢体不自由校においては21日）までは、可能な限り感染症対策を行ったうえで、各教科等の授業において利用する他、滞在時間の範囲内で休憩時間等に開館することは可能です。

6月15日（支援学校知的・肢体不自由校においては22日）以降は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、通常通り開館してください。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

6. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いることとなります。

机やいすの水拭き及び乾拭き、掃き掃除など、日常的な清掃活動は児童生徒等にも実施させても構いません。清掃活動を行う際には、換気のよい状況のもと、マスクをしたうえで実施するようにしてください。

なお、トイレ清掃を児童生徒にさせる際には、教職員が監督につき、清掃中に、特に便器付近で水のしぶきが飛び散ることのないよう、拭き掃除や掃き掃除に限定するなど、掃除方法を工夫すること。

清掃活動の実施にあたっては、必ずしも手袋を着用する必要はありませんが、掃除が終わった後は、石けんを使用するなどし、必ず手洗いを行ってください。

7. 休み時間

休み時間中は、教職員が確認できる範囲外で児童生徒等が行動する状況も考えられます。

そのため、児童生徒等が自ら適切な行動をとれるよう、感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についてルールを設定することも含めた、例えば、会話をする際には一定程度距離を保つことや、お互いの体が接触するような遊びは行わないといった指導の工夫が必要です。

8. 登下校

登下校時には、前項の「休み時間」と同様に、児童生徒等のみで行動する状況が想定されることから、基本的な感染予防策を行うよう指導するとともに、「3つの密」を避けるため、必要に応じて以下のような工夫や指導を行ってください。

- 登下校中については、校門や玄関口、下足箱付近での密集が起こらないよう教職員が誘導する。
- 複数人での密な状態での登下校を行わないよう指導する。
- 公共交通機関を利用する場合は、「マスクの着用」、「乗車中の会話は慎む」といった飛沫感染対策を行うほか、「降車後は速やかに手を洗う」、「顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う」といった接触感染対策を徹底させる。

支援学校の通学バスを利用するにあたっては、令和2年5月27日付け教支第1288-2号通知「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校の教育活動再開についての留意事項（令和2年5月27日時点）」を参照してください。

9. 健康診断

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までにを行う必要はありませんが、年度末までには実施する必要があります）。

3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、実施にあたっては工夫が必要です。

また、児童生徒等に、発熱や風邪症状がある場合は無理して参加しないよう指導するとともに、健康診断を欠席しても、後日、受検する機会がある旨を事前に伝えてください。

◇ 学校再開に向けた、児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員の、事前の手洗いや咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けたり、開始時間をずらすなどの工夫を行う。
- 密集を避けるため、健診会場や更衣場所等に一度に多くの人数を入れないよう、最小限の人数に制限する。
 - ・ 体育館等を会場とする場合は、児童生徒等が適切な距離を保てる人数とすること。
 - ・ 児童生徒等を整列させる際等、1～2mの間隔をあけること。
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底させる。
- 健診会場や更衣場所等の、適切に換気を行う。
 - ・ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開け常時の換気を行うこと。
 - ・ 常時の換気が困難な場合、30分に1回（5分程度）、2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開けて換気を行うこと。
 - ・ 体育館等の広い空間であっても上記同様に換気を行うこと。
 - ・ 換気をする際、プライバシーが守られるように十分に配慮を行うこと。
- 検診器具の消毒（又は滅菌）を行う。
 - ・ 特に、児童生徒等の顔や口、眼、手に直接触れるものについては徹底して行うこと。
 - ・ 器具を準備する際には、マスク等（鼻や口を覆うもの）を着用し、事前に手洗い又は手指消毒を行うこと。なお、使用後の器具（歯鏡等）を滅菌・消毒する際には手袋を着用し、作業後に手洗い又は手指消毒を行うこと。
 - ・ 遮眼子の代用として、ティッシュや個人持ちのハンカチ等を活用するなど工夫して実施することも可能。その際には、眼球を圧迫しないで確実に覆うよう指導するなど、検査結果に影響が出ないようにすること。
- 医師が行う健康診断については、その実施体制や日程等について、学校医・学校歯科医と事前に十分な打ち合わせを行うこと。
- 学校医及び学校歯科医による総合評価について
 - ・ 学校保健安全法施行規則第7条第8項において、「身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できていない検査項目等については、学校医又は学校歯科医に丁寧に説明を行うとともに、学校医及び学校歯科医が行う検診以降に実施した検査結果の取扱いについても、併せて打合せを行っておくこと。

◆ 日程の延期について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、6月30日を超えてもよいが、可能な限りすみやかに実施する。
なお、延期する場合は、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

◇ 職員定期健康診断実施にあたっての留意点 ◇

- 令和2年5月22日付け教福第1095号や児童生徒等の健康診断時の留意点を参考にして、感染予防に努めてください。
- 巡回健診未受診者の受診期限を年度末まで延期します。未受診者は、令和3年3月末までに指定健診機関を受診してください。（要予約）

10. 支援学校における具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

支援学校においては、これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、個々の児童生徒等の事情を考慮し、指導上の工夫・配慮を行うようお願いいたします。

なお、令和2年5月27日付け教支第1288-2号通知「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校の教育活動の再開についての留意事項(令和2年5月27日時点)」も併せて参照してください。

第3章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払うとともに、万が一これらの行為が見られた場合には、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 学校において感染者等が確認された場合の対応

(1) 児童生徒等や教職員に感染者が確認された場合

① 学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（やその保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所に対し届出がなされます。

学校への「感染が判明した旨の連絡」は、基本的に、保健所からではなく本人（やその保護者）から入ることとなります。

感染者を確認した保健所は、感染者本人に対して、行動履歴等のヒアリング（疫学調査）を実施し、その結果を基に、保健所は感染者の「学校での行動履歴の把握」や「濃厚接触者の特定」等を行うため、学校に対して疫学調査の協力を依頼します。

学校での今後の対応に関わる重要な調査となりますので、積極的にご協力をお願いします。

※ 感染者が長期間、学校に登校（勤務）していないことが明らかな場合など、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低いと保健所が判断した場合には、学校における疫学調査は行われなないことがあります。

※ 学校における感染拡大を防ぐ観点からも、学校関係者の感染（疑い含む）状況を、学校が正確に把握することが重要となります。児童生徒等や教職員に対して、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑い含む）は、速やかに学校に連絡をするよう伝えるなど、平時からの連絡体制を整えておいてください。

※ 児童生徒等又は教職員に、感染者やPCR検査を受けることとなった者を確認した場合、速やかに、児童生徒等の場合は保健体育課まで、教職員の場合は保健体育課及び福利課まで連絡をお願いいたします。

② 感染者の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

出席停止期間は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでとし、治癒や登校の再開等の判断は保健所又は医師の指示のもと行われます。

教職員の感染が判明した場合は、当該教職員を職務専念義務の免除により出勤させないこととします。

③ 保健所の指示による校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、保健所の指示のもと、当該感染者が活動した範囲の物品の消毒を行う必要があります。

※ 本マニュアル11ページの「③ 消毒」の項目を参照。

※ 感染者が長期間、学校に登校（勤務）していないことが明らかな場合など、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが高いと保健所が判断した場合には、消毒を行うよう保健所から指示が出されないことがあります。

(2) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合

児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

教職員が濃厚接触者に特定された場合は、当該教職員を職務専念義務の免除により出勤させないこととします。

(3) 児童生徒等の同居者が保健所から濃厚接触者に指定された場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応します。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応

現在、帰国した日の過去14日以内に海外（全ての国・地域）に滞在歴のある児童生徒等については、政府から2週間の自宅待機が要請されます。

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させて構いません。

この場合、学校保健安全法第19条に定める出席停止として取り扱うことが出来ます。

なお、対象の国・地域等については今後変更があり得ますので最新の情報の入手にご留意ください。

厚生労働省HP：水際対策の抜本的強化に関するQ&A [令和2年5月15日時点版]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

2. 臨時休業の判断について

(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校の全部を臨時休業とします。

臨時休業の期間及び範囲については、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とします。

【感染症拡大防止に必要な対策】

- ・ 保健所が実施する疫学調査による、濃厚接触者の特定及び感染経路の確認
- ・ 濃厚接触者に該当する者がいた場合の、該当者（児童生徒等の場合はその保護者）に対する周知及び指導等
- ・ 保健所の指示による学校施設等の消毒
- ・ 臨時休業に際しての保護者及び児童生徒等へのお知らせ文の発出

…………… 等

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような場合は、大阪府知事がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。

このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、大阪府教育委員会の判断により臨時休業を行う場合があります。